

情報空知

発行：空知教職員組合
 岩見沢市5条西12丁目1-9 電・Fax：0126-24-9419
 E-mail：sorakyou@rose.plala.or.jp

つながろう・学ぼう・語ろう・踏み出そう

2017空知合同教育研究大会

『アイヌ民族と松浦武四郎』杉山 四郎氏(札幌学院大学人文学部教授)

10月1日(日)二〇一七年度空知合同教育研究大会が、奈井江町公民館で開催され、小中高の教育関係者をはじめ空知地区の住民あわせて60名以上の参加がありました。

午前は、『アイヌ民族と松浦武四郎』という演題で、札幌学院大学人文学部教授 杉山四郎先生の講演。

午後からは、『地域の子どもの今を考える』『学校内の子どもたちの今を考える』『障害をもった子どもたちの今を考える』の三つの分科会に分かれて論議を深めました。

講演では、はじめに杉山先生は、「幕末の時代、21歳から41歳の間に6度も命がけの蝦夷地探検を果たした松浦武四郎の碑が道内に61あり、杉山先生自ら20年かけてその一つひとつを探索することによって、虐げられた

アイヌ民族に同情し、かつ義憤にかられながら、その実態を克明に書き記していった武四郎の人となりを感じることでできた。」と武四郎の人間性についてふれました。

次に、「空知には、7市町村に合計11という多数の武四郎の碑があるものの、武四郎と同行したアイヌの名を刻んでいる碑は、北村の2碑と砂川の1碑のみという点

が、残念である。改めて武四郎の蝦夷地探検は、アイヌの青年の手助けなしに成し得なかったことに思いを致す必要がある。」

「空知以外の道内の地域の碑や碑文の中には、武四郎が、道内各地のアイヌの家に宿泊し、酒や鹿肉などのもてなしを受けたことなどが記されていて、『武四郎とアイヌの豊かな交流』と『アイヌ民族の他民族とも友好的に交流できる精神性』を感じることが出来る。」と語りました。

杉山先生の大学の受講生に、「北海道にアイヌ民族がいた証拠がありますか。」と質問する学生がいたという経験から、北海道に住む若者に、この地が、北海道と命名される遙か前から現在に至るまでアイヌ民族が自分たちの独自の文化を脈々と受け継いでいることを学ぶ機会の必要性を指摘しました。

そのためにも、これから松浦武四郎の碑の建立を計画が進んでいる自治体には、絶対に武四郎と同行したアイヌの青年の名も刻むべきであることを強調して講演を終えました。



分科会『地域の子どもの今を考える』 『アイヌ民族と松浦武四郎』

夕張で始まった「子ども食堂」の取り組みで、地域おこし協力隊の山口一樹さんがレポート参加してくださりました。

子どもが地域の人と触れ合えて、楽しく過ごせる場所があればいいな、と考えて周りの人に相談したところ、地域の優しさや風土の良さを学べる場になるし、孤食(一人で食事をする事)を防ぐ福祉的な観点から良いのでは、ということでも応援してくれました。炭鉱住宅であった場所を改装して地域の憩いの場として利用できる。清水沢コミュニティゲート”で開催しています。ズリ山など炭鉱遺産も近くにあります。

昔はよくあった「おたがいさま」の関係を少しずつ広め、強めていけたらと考えています。

地域の温かな目を感じられる場所であれば、外遊びや交流を通じてどこまでも子どもの能力・社会性伸びていくように感じます。

欲を言えば、子どもが自分の街をもっと好きになれる環境になればいいですねーと山口さんは話してくれました。

まやかし「加憲」も「改憲」もあぶない！！

10月15日(日) 岩見沢自治体ネットワークセンターにおいて、全国「9条の会」事務局長・東京大学大学院教授の小森陽一さんを迎え、『憲法9条壊すな！小森陽一講演会』が開催されました。岩見沢市民をはじめ近隣の市町村から180名を上回る聴衆が参加し、主催者を代表して、講演会実行委員長の卜部喜雄さんの挨拶のあと、早速講演にうつりました。

(講演要旨は以下のとおりです)

【安倍首相主導の9条改憲案とは】

自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置付け、『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべきである。そのために『9条1項、2項を残しつつ、3項を新たに起こして、自衛隊を明文で書き込む』というものです。安倍首相は、9条への自衛隊明記によって、「いままでと変わるところは何もない。」と明言しています。

【本当に何も変わらないのか？】

小森さんは、これは単に条文を加える「加憲」というのではなく、憲法を壊す「壊憲」であると強調しました。「加憲となれば、『現存している自衛隊の存在を認めるだけ』ということにはならない。政府は2014年7月に閣議決定で集団的自衛権行

使を容認するという解釈改憲を行い、それに基づいて2015年9月に安保関連法(平和安全法制整備法および国際平和支援法)を強行採決した。こうして自衛隊は『集団的自衛権の行使を可能にする安保法制』を背負った存在になった。その自衛隊について憲法で明言するということは、自衛隊が軍隊として機能する方向に道を開くということ。法律というものは、書き加えられた最も新しい部分が機能するわけだから、自衛隊の存在を憲法に明記すれば、事実上、9条の1項と2項が無効化される。」

【9条の1項2項が無効化されると？】

陸上自衛隊は、2012年から南スーダンで、インフラ整備などを目的とした国連平和維持活動(PKO)に参加していた。2016年7月以降、政府軍と反政府勢力の対立が激化する中、望むような活動ができずにいた。その上、安保関連法に基づき、2016年12月からは駆け付け警護などの新任務まで付与されていた。しかし日報に「戦闘」と記載されるほど現地の治安が悪かったことが明るみに出て、とうとう撤収命令が出た。「安保法制を作ったけれども、9条の1項と2項が機能しているために、南スーダンから自衛隊が撤退しなければならなかった。つまり法律の上下関係で、憲法の条文が安保法制より優位に立っているためである。ところが、事実上の戦闘能力を有して

いる自衛隊という組織を憲法に書き込むことにより、従来の1項・2項との間の矛盾を生じさせ、海外での武器使用について、どう判断するのかということになる。しかし、先ほど述べたとおり、法律というものは、書き加えられた最も新しい部分が機能するという性格上、今度は、安保関連法に基づく駆け付け警護などの武力を伴う任務にもおっぴらにつくことができるようになり、これはきわめて危険なことだが、多くの人が加憲を『軽いもの』として受けとめている。そこがまさに政府の狙いである。」

【多くの人に、安倍改憲の狙いを知らせよう】

こうした政府の狙いを、マスメディアを通して国民に對して明らかにされていないことが非常に大きい問題であるとして、ならば、私たち市民の力で、こうした狙いを多くの人に知らせ、9条改憲阻止の勢力を増やしていく活動が益々大切になってくる。

最後に、空知の9条の会・新婦人の会・労連などの団体からの発言を受け、講演会を閉じました。

